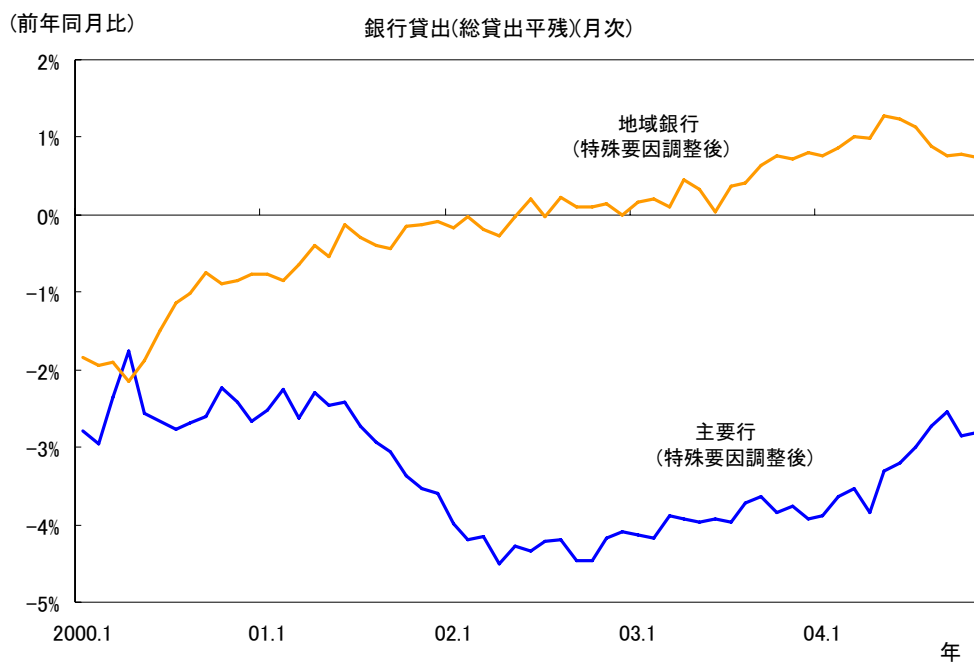


5.3 第3章関連

— 業態別の銀行貸出動向 —

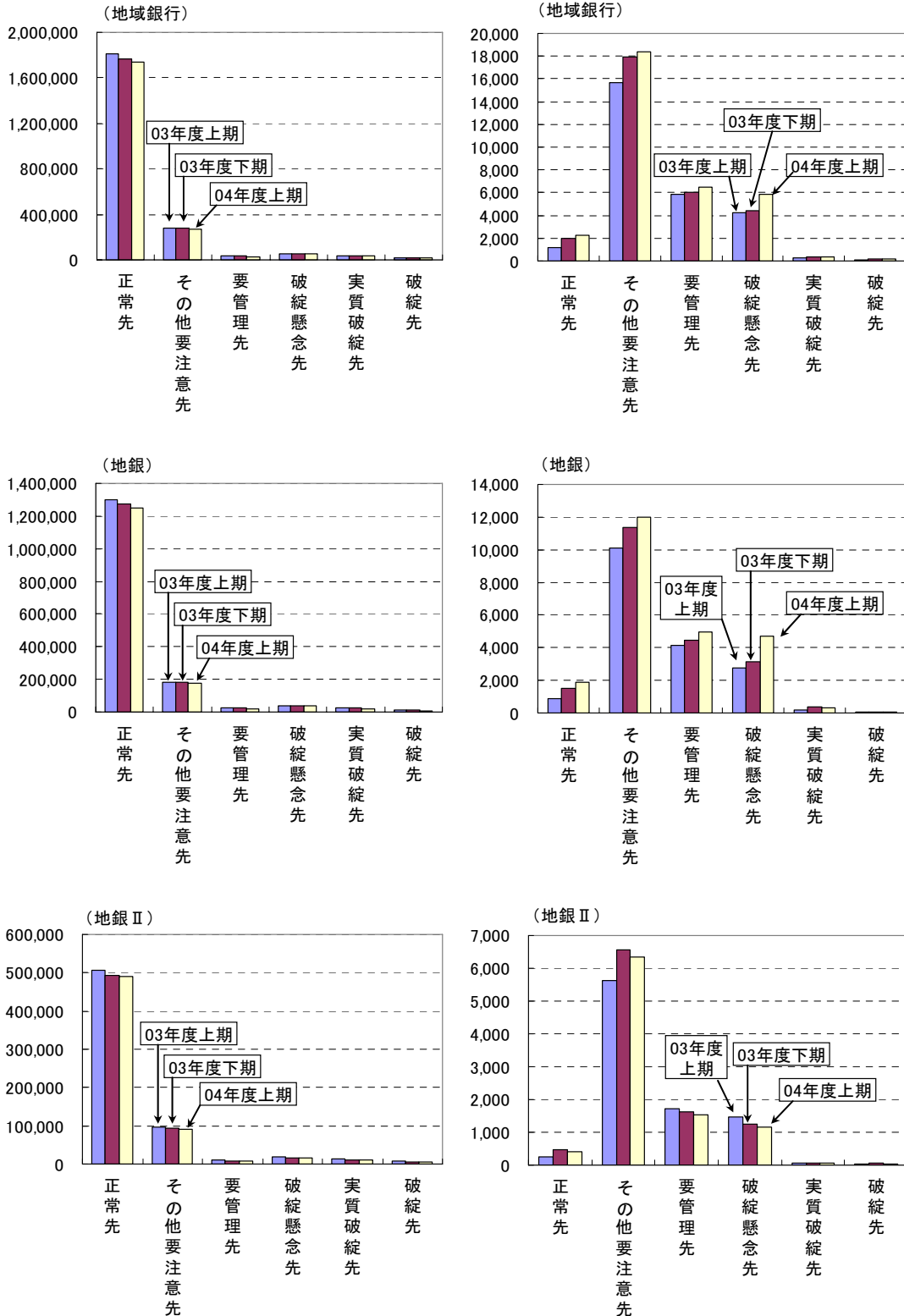
図表 5-10 業態別の銀行貸出の対前年増減率（特殊要因調整後）



(備考) 日本銀行「貸出・資金吸収動向」より作成

— 地域銀行の経営改善支援対象先は「その他要注意先」が最も多い —

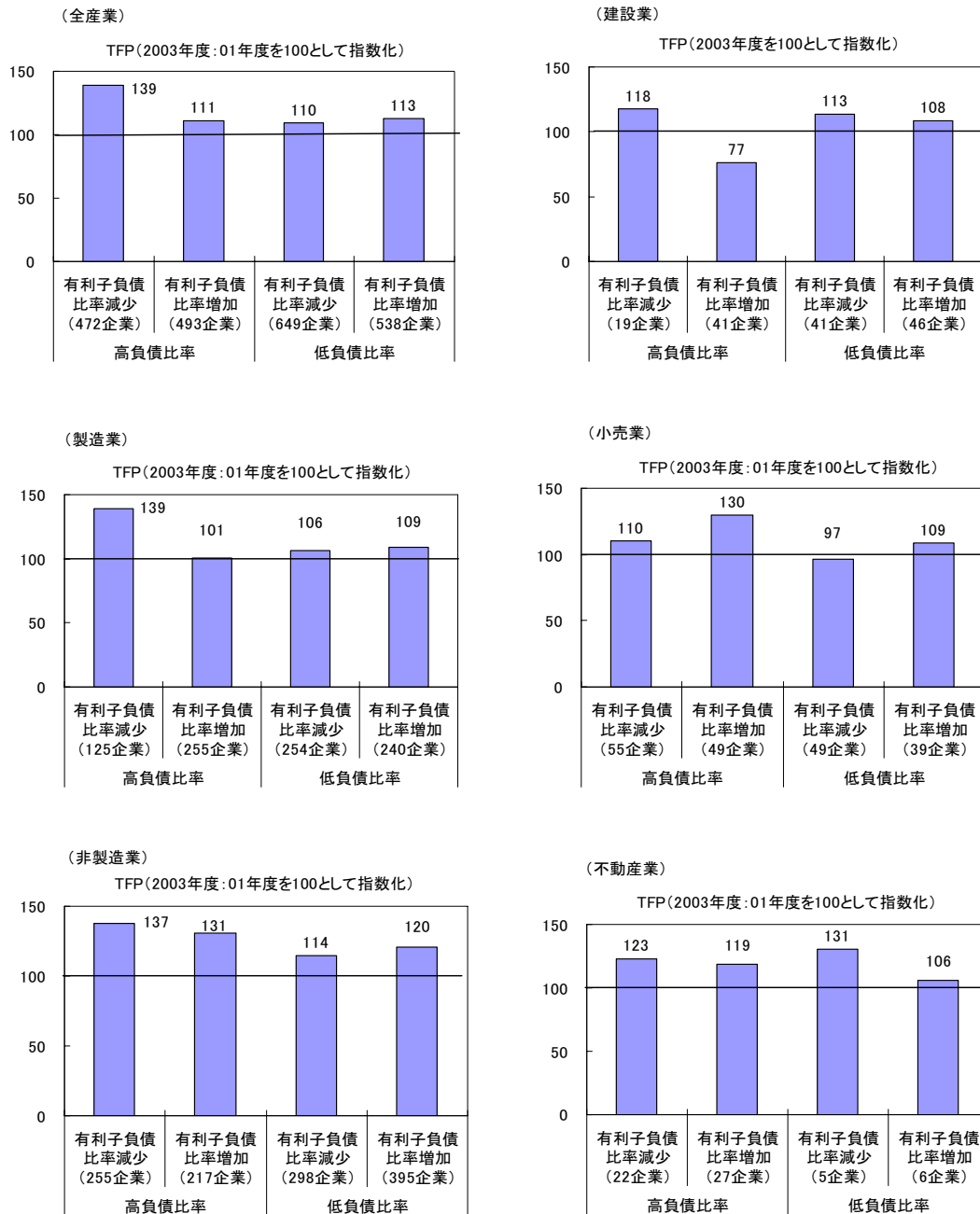
図表 5-11 地域銀行における経営改善支援の取組み実績
(期初債務者数) (経営改善支援取組先数)



(備考) 金融庁「地域銀行における要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組み」より作成

— 有利子負債比率が高い企業がその比率を削減した場合、TFP は顕著に増加 —

図表 5-12 産業別の企業の財務状況と TFP（全要素生産性）の関係(1)
有利子負債比率

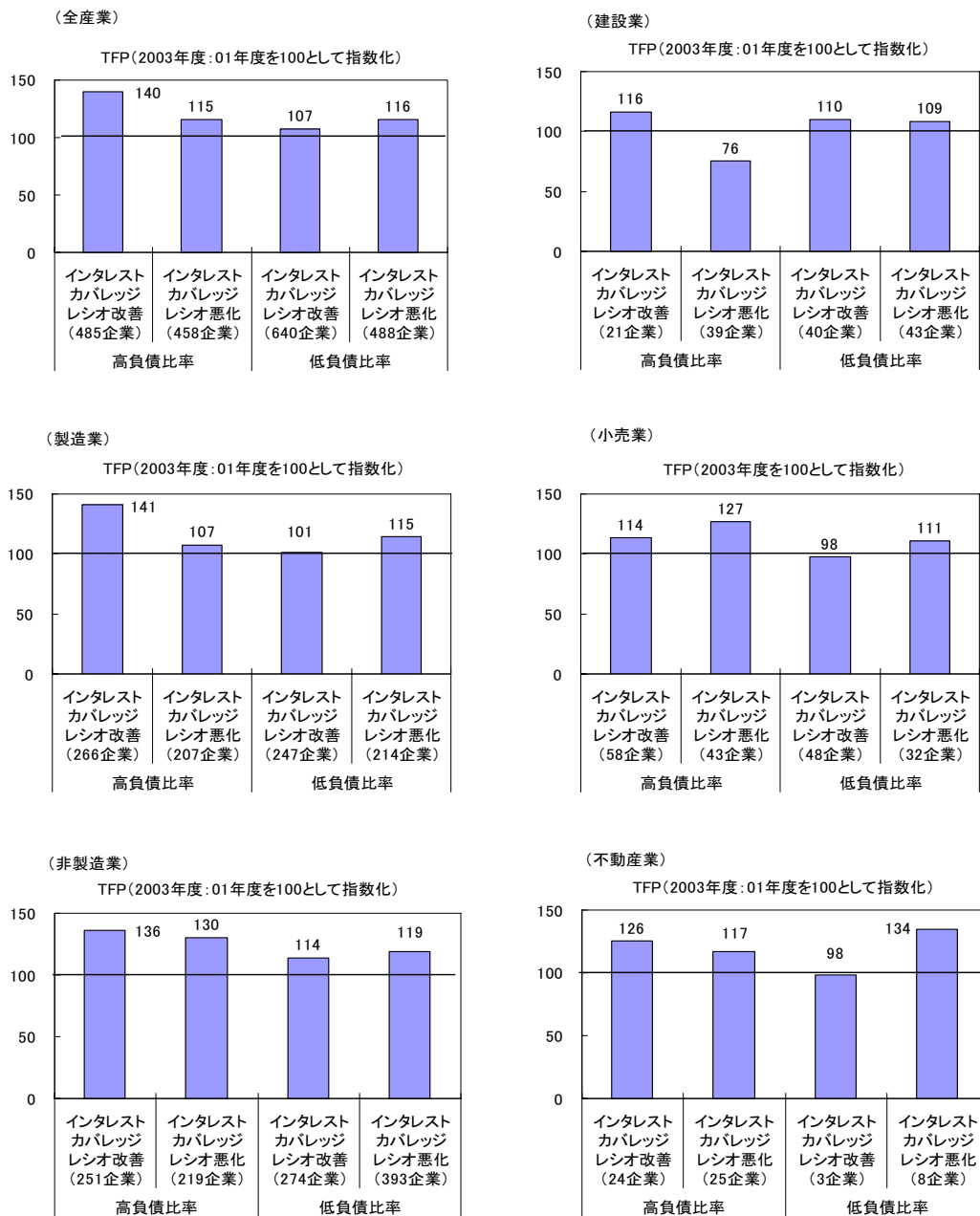


- (備考) 1. 日経 NEEDS より作成
 2. 2001 年度時点の負債比率が業種別平均値より高い企業を高負債比率企業、低い企業を低負債比率企業とし、さらに 2003 年度の有利子負債比率が 01 年度より減少している企業と、増加している企業とに分けた上で、各企業の 01 年度の TFP を 100 とし、03 年度の TFP を指数化した。なお、ここでの有利子負債比率は、分母をキャッシュフローとしている

— インタレストカバレッジレシオを改善した場合も TFP は増加 —

図表 5-13 産業別の企業の財務状況と TFP（全要素生産性）の関係(2)

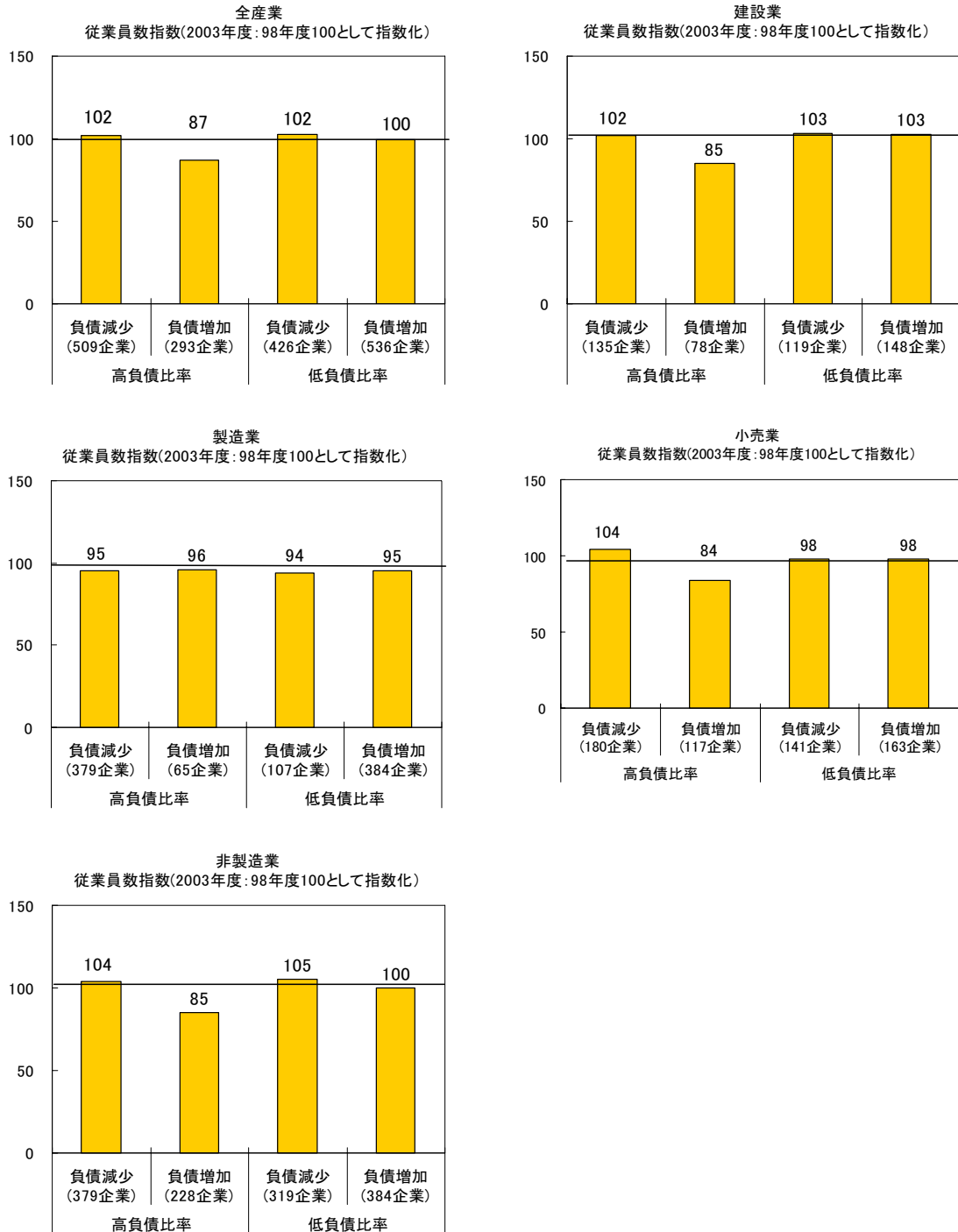
インタレストカバレッジレシオ



- (備考) 1. 日経 NEEDS より作成
 2. 2001 年度時点の負債比率が業種別平均値より高い企業を高負債比率企業、低い企業を低負債比率企業とし、さらに 2003 年度のインタレストカバレッジレシオが 01 年度より改善している企業と、悪化している企業とに分けた上で、各企業の 01 年度の TFP を 100 とし、03 年度の TFP を指数化した。なお、ここでのインタレストカバレッジレシオは、分母をキャッシュフローとしている

— 負債を減少させた企業では雇用が増加 —

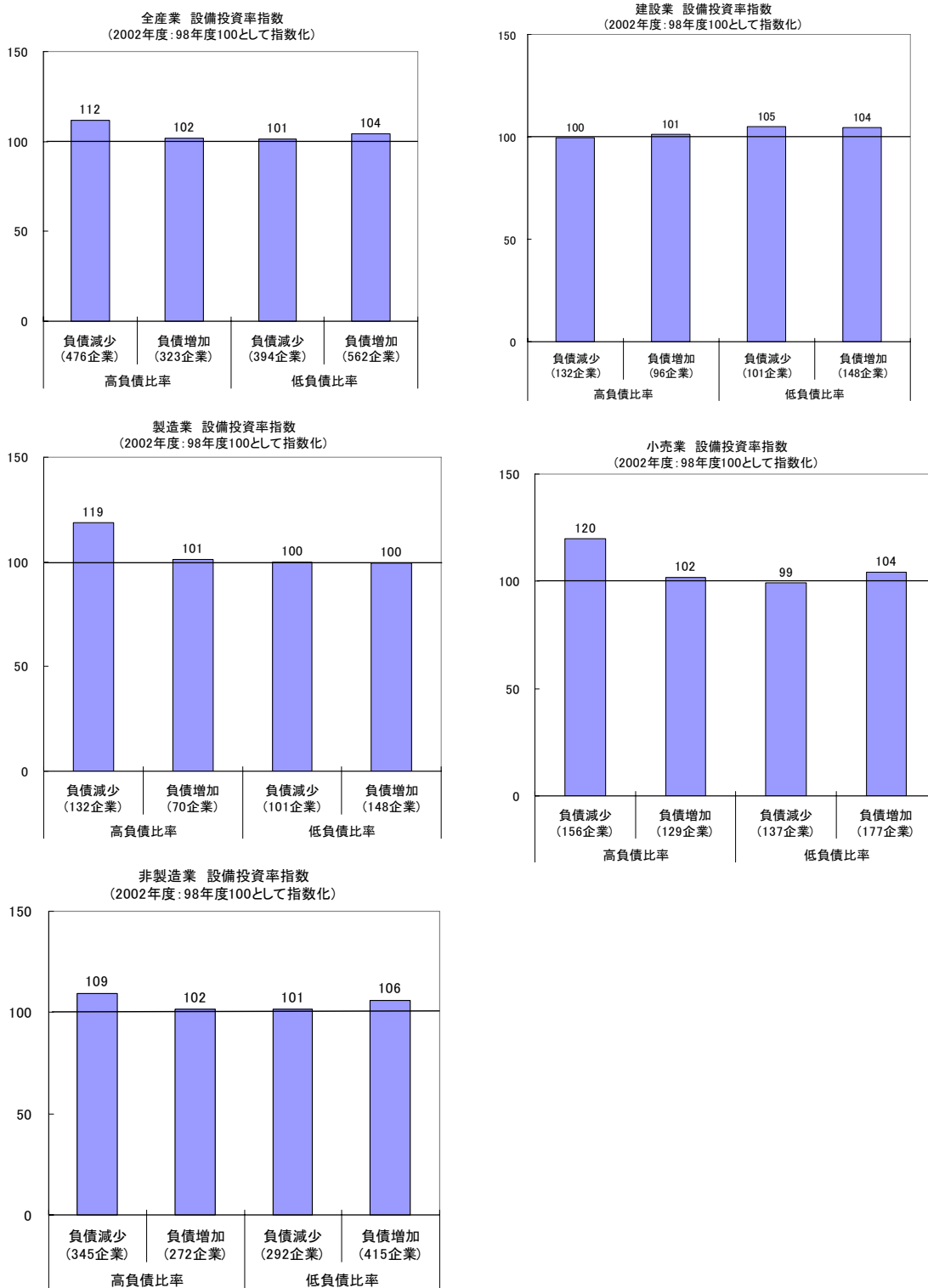
図表 5-14 企業の健全性と雇用



(備考) 1. 帝国データバンクデータベースより作成
 2. 1998年度時点の負債比率が業種別平均値より高い企業を高負債比率企業、低い企業を低負債比率企業とし、その2003年度の負債比率が98年度より低下している企業を負債減少企業、上昇した企業を負債増加企業としている。その上で各企業の98年度の従業員数を100とし、03年度の従業員数を指数化した

— 負債を減少させた企業では設備投資率が増加 —

図表 5-15 企業の健全性と設備投資率



- (備考) 1. 帝国データバンクデータベースより作成
 2. 1998年度時点の負債比率が業種別平均値より高い企業を高負債比率企業、低い企業を低負債比率企業とし、その2002年度の負債比率が98年度より低下している企業を負債減少企業、上昇した企業を負債増加企業としている。その上で各企業の98年度の設備投資率を100とし、02年度の設備投資率を指数化した
 3. 設備投資率 = 実質設備投資額 ÷ 実質資本ストック

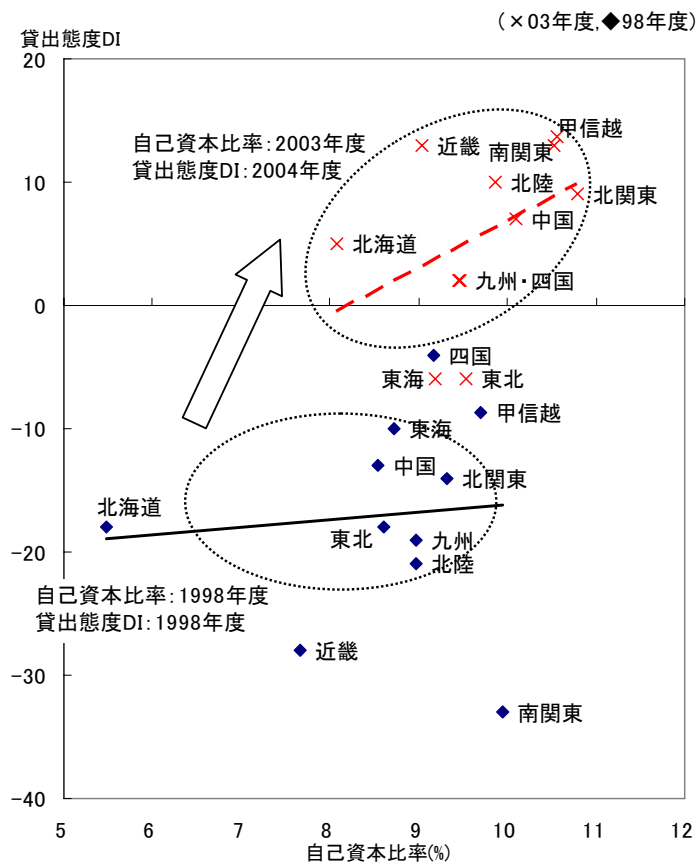
5.4 第4章関連

一 差異が大きい地域別の銀行の健全性と貸出態度 一

1998年度から2003年度にかけて自己資本比率の改善をみると、全体としては金融の健全化、再生は進んできているが、地域間でのばらつきが大きい。

また、地域別にみた銀行貸出態度についても、1998年度と比較して2004年度では多くの地域で改善している。

図表 5-16 地域別の銀行の健全性と貸出態度



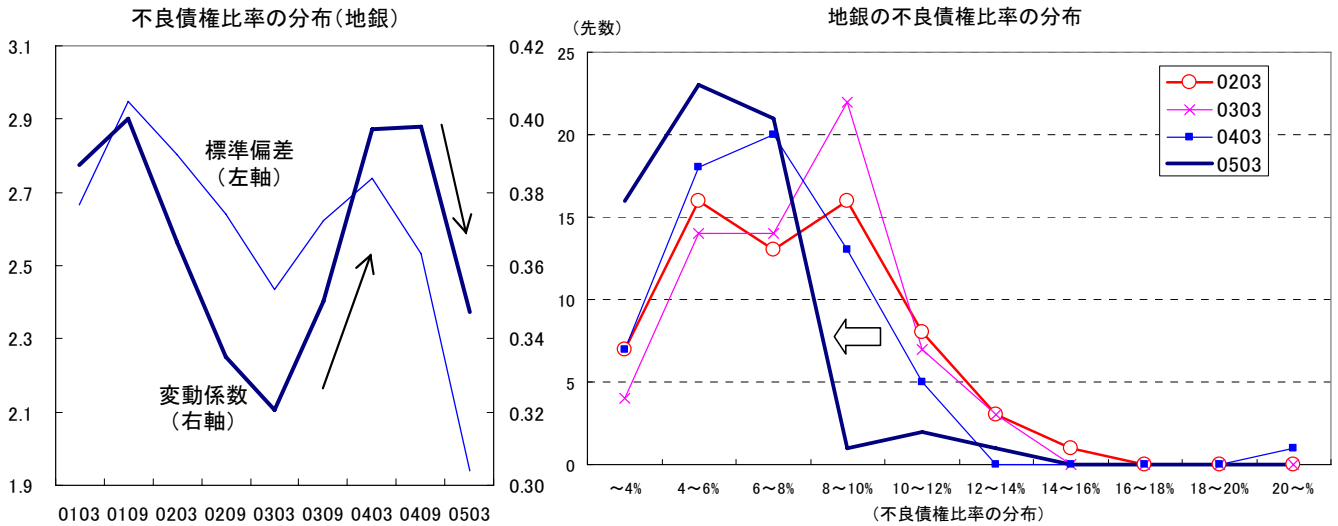
(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測」、日本銀行各支店からのヒアリング、帝国データバンクデータベースにより作成

－ 地域銀行間の不良債権比率格差は縮小傾向 －

● 地方銀行

地方銀行は、2004年3月期に銀行間の格差が広がった後（変動係数が上昇）、2005年3月期に銀行間の格差が縮まっている（変動係数が下降）。

図表 5-17 地銀における不良債権比率の分布状況

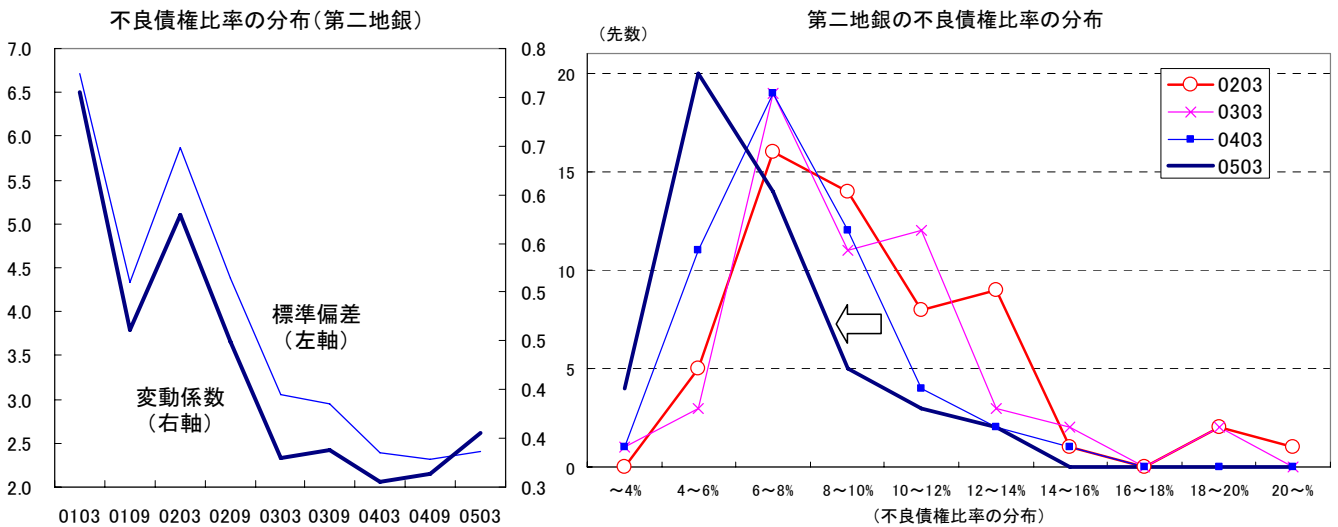


(備考) 1. 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、各行決算説明資料より作成
2. 不良債権比率は金融再生法開示債権ベース

● 第二地銀

第二地銀は、過去、非常に高い不良債権比率の銀行が存在していたが、それらの銀行が整理されたこともあり、銀行間の格差が縮まっている（変動係数が下降）

図表 5-18 第二地銀における不良債権比率の分布状況



(備考) 1. 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、各行決算説明資料より作成
2. 不良債権比率は金融再生法開示債権ベース

－ 地域密着型金融の必要性 －

「金融改革プログラム」では、地域金融について、地域密着型金融の一層の推進を図ることとされている。地域密着型金融に期待される役割には、①地域経済活性化、②融資先との長期的取引関係に基づく中小企業等への金融仲介機能円滑化と併せた金融機関の収益性向上などが挙げられる。

以下では、地域銀行の健全性に着目して、こうした地域密着型金融に期待される役割を地域銀行が果たしてきたかを中心に検証する（分析の詳細については付注6を参照）。

－ 地域銀行の健全性が地域経済のパフォーマンスに関連 －

97年以降の地域銀行の健全性と地域経済のパフォーマンスとの関係を見ると、不良債権比率でみた健全性が高いほど、パフォーマンスは良好である。これにより、不良債権比率が低いほど銀行の貸出が円滑に行われ、地域金融に依存する企業の投資が促進されて地域経済全体にプラスの影響が及んだ可能性が指摘できる。

（推計式）

$$\begin{aligned}
 NL_{i,t} &= C_{i,t} + \alpha * NPL_{i,t-1} & NI_{i,t} &= C_{i,t} + \beta * NPL_{i,t-1} & IK_{i,t} &= C_{i,t} + \gamma * NPL_{i,t-1} \\
 gY_{i,t} &= C_{i,t} + \delta * NPL_{i,t-1} & U_{i,t} &= C_{i,t} + \varepsilon * NPL_{i,t-1}
 \end{aligned}$$

$$\left\{ \begin{array}{l}
 NL_{i,t} : i \text{自治体内の今期の貸出額伸び率} \quad C: \text{定数項} \\
 NI_{i,t} : i \text{自治体内の今期の設備投資額伸び率} \\
 NPL_{i,t-1} : i \text{自治体内の地銀・第二地銀の前期リスク管理債権比率} \\
 IK_{i,t} : i \text{自治体内の今期の設備投資率、} \quad gY_{i,t} : i \text{自治体の今期の県内総生産伸び率} \\
 U_{i,t} : i \text{自治体内の完全失業率}
 \end{array} \right.$$

（推計結果）

	貸出額伸び率	設備投資伸び率	設備投資率
定数項（平均値）	0.592	7.625	7.665
不良債権比率	-0.222 (-3.465) ***	-1.063 (-5.012) ***	-0.097 (-6.157) ***
修正済決定係数	0.185	0.275	0.973
サンプル数	282 (47都道府県, 6年)	188 (47都道府県, 4年)	235 (47都道府県, 5年)

	県内総生産	失業率
定数項（平均値）	0.820	3.829
不良債権比率	-0.088 (-2.181) **	0.130 (10.451) ***
修正済決定係数	0.161	0.994
サンプル数	235 (47都道府県, 5年)	188 (47都道府県, 4年)

（備考） 1. 推計期間 1997年度～2003年度、47都道府県別のパネルデータによる推計（固定効果モデル）
 2. カッコ内はt値。***：有意水準1%、**有意水準5%で係数がそれぞれ有意であることを示す

－ 地域銀行の健全性が取引先企業のパフォーマンスに関連 －

地域銀行を取引先とする企業では、銀行の不良債権比率が低いほど設備投資の伸びが大きい。不良債権処理が進むほど、企業への貸出が積極的に行われ設備投資の伸びにプラスの影響があったと考えられる。

ただし、特に健全銀行の場合、リスクの低い企業を中心に貸出を行っている場合もあると考えられ、そうした企業では設備投資の伸びが大きくなりやすいことから、貸出先に関するセレクション・バイアスが存在する可能性も指摘できる。

(推計式)

$$NI_{i,t} = C_{i,t} + \alpha * NPL_{i,t}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} NI_{i,t} : i \text{ 企業の今期の設備投資額伸び率} \quad C: \text{定数項} \\ NPL_{i,t} : i \text{ 企業の取引先銀行の今期の不良債権比率} \end{array} \right\}$$

(推計結果)

	設備投資額伸び率
定数項	7.141 (3.27)***
不良債権比率	-0.761 (-2.15)**
修正済決定係数	0.0001
サンプル数	7974 (1331企業, 6年)

(備考) 1. 推計期間 1997 年度～2002 年度、企業別のパネルデータによる推計 (固定効果モデル)
2. カッコ内は t 値。***: 有意水準 1%、**有意水準 5%で係数がそれぞれ有意であることを示す

さらに、メインバンクが地域銀行か主要行かの違いが銀行の不良債権比率を通じ企業の設備投資にどの程度影響を及ぼしたか検証すると、メインバンクが地域銀行の場合、銀行の不良債権比率の削減は設備投資に有意に影響するのに対し、主要行がメインバンクの場合、不良債権比率の削減は投資に対して有意な影響を及ぼしていないことがわかった。こうした相違は、企業にとっての代替的な資金調達手段の有無などを背景としていと考えられ、地域銀行がメインバンクの場合は銀行に資金調達を依存しやすい可能性が指摘できる。

(推計式)

$$NI_{i,t} = C_{i,t} + \alpha * dummy1 * NPL_{i,t-1} + \beta * dummy2 * NPL_{i,t-1}$$

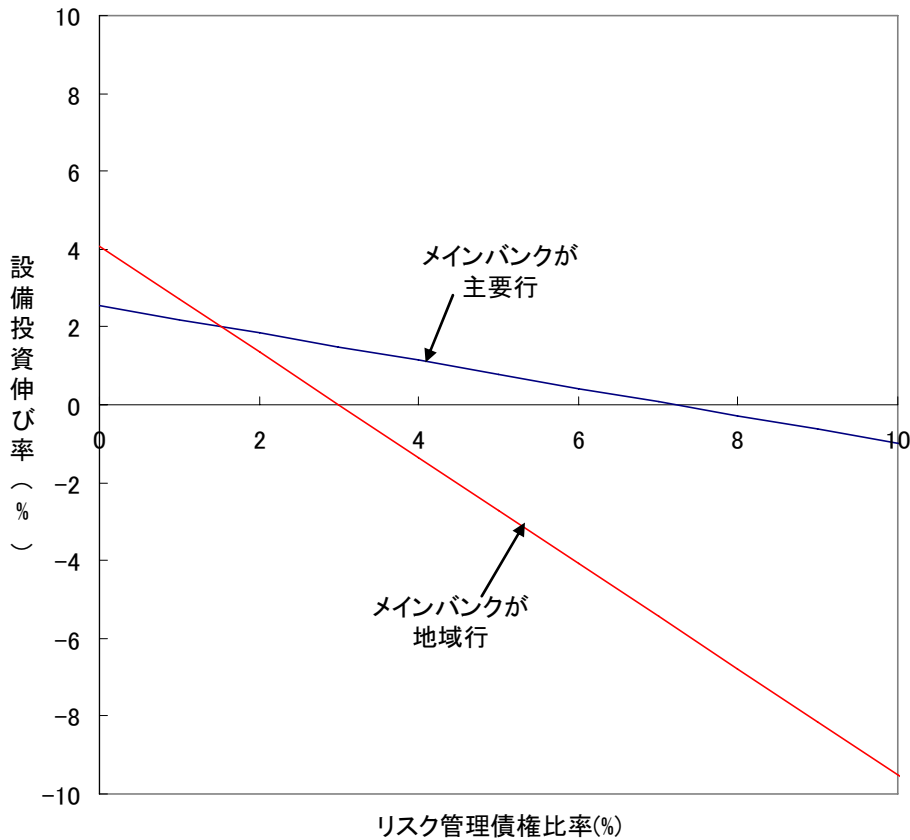
$$\left\{ \begin{array}{l} NI_{i,t} : i \text{ 企業の今期の設備投資額伸び率} \quad C : \text{定数項} \\ NPL_{i,t-1} : i \text{ 企業のメインバンクの前期不良債権比率} \\ dummy1 : \text{主要行ダミー} \quad dummy2 : \text{地域銀行ダミー} \end{array} \right\}$$

(推計結果)

	設備投資伸び率
定数項	8.287(5.49)***
主要行の不良債権比率	-0.353(-1.10)
地域銀行の不良債権比率	-1.355(-4.29)***
修正済決定係数	0.0003
サンプル数	(1714企業, 6年)

- (備考) 1. 推計期間 1997 年度～2003 年度、企業別のパネルデータによる推計（固定効果モデル）
 2. カッコ内は t 値。***：有意水準 1% で係数が有意であることを示す

図表 5-19 不良債権が設備投資に与えるインパクト比較



(備考) 曲線の導出手法については付注 6 を参照

－ 企業再生における課題と意見 －

図表 5-20 「事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム」における
アンケート調査結果の概要

(1) 私的再生の制度・運用のあり方（回答数：43）

【主な意見】

- ・私的ガイドラインの要件緩和の明文化が必要。
- ・私的再生手続と法的再生手続の連携が必要。
- ・他の債権者も信頼し得る程度に中立的なアドバイザー選定が必要。
- ・利害調整者としての RCC の利用を促進すべき。
- ・中小企業再生支援協議会がより主体的、実効的に機能するための枠組みが必要。
- ・利害調整者として、公ではなく民間における第三者機関を政府が認定するような制度が必要。
- ・私的整理における税制上の取扱いを一定の要件の下で法的整理と同等とすることが必要。
- ・債務者区分上位遷移の運用目線の統一が必要。
- ・私的再生事例の積極的紹介が必要。 等

(2) 法的再生の制度・運用のあり方（回答数：26）

【主な意見】

- ・形式的な平等性や透明性をあまり強く意識せず、迅速な再生を心がけることが必要。
- ・民事再生法の簡易再生手続をより利用し、プレパッケージ型手続の実例を増やすことが必要。また、プレパッケージ型の再生を認める場合についての指針の明示が必要。
- ・法的再生手続における一般取引先債権者に係る保全処分の緩和が必要。
- ・DIP ファイナンスの共益債権化のための法整備が必要。
- ・法的再生制度の運用状況の開示等により、法的再生手続の結果の予測可能性を向上することが必要。
- ・連帯保証制度の緩和策を立法化すべき。 等

(3) 金融機関のあり方（回答数：67）

【主な意見】

- ・メイン寄せが相変わらず多い。プロラタ方式の定着が必要。
- ・リスクに見合ったリターンの追求、不動産担保から動産担保・キャッシュフロー重視等、新たなビジネスモデルを確立することが必要。
- ・ファンド等への債権売却等による債権流動化の促進が必要。
- ・債務者に対して債務者区分等の情報を積極的に開示すべき。
- ・政府系金融機関や保証協会等も応分の損失負担に柔軟に応じるべき。
- ・貸し手責任の重要性を認識すべき。
- ・DIP ファイナンスを開示債権の別枠と位置づけるべき。 等

(4) 事業会社のあり方（回答数：41）

【主な意見】

- ・経営陣の意識改革が必要。具体的には自社の状況を厳しく認識し、早期に判断することが必要。
- ・コンプライアンスやガバナンスの徹底が必要。

- ・会計の透明性の確保が必要。
- ・ターンアラウンド・マネージャー等、外部の専門家を寛容に受け入れるべき。
- ・オーナー経営者の退陣、株主責任の追及は避けられないとの認識を持つことが必要。 等

(5) プライベート・エクイティ・ファンド等、事業再生業務を営む会社のあり方(回答数:34)

【主な意見】

- ・事業再生に不可欠な機能であるとの理解を得るためにも、情報公開や PR を積極的に行い、透明性を高めることが必要。
- ・人材や再生ノウハウの蓄積等による技量の向上が必要。
- ・財務リストラだけでなく事業リストラについても行わせることが必要。
- ・投資家の一層の拡大が必要。
- ・地域再生のために地域のリスクマネーを集めるためのファンドが必要。
- ・日本版 LLC の早期導入により民間資金を有限責任の範囲内で集めることができる環境を整備することが必要。 等

(6) 人材育成のあり方(回答数:54名)

【主な意見】

- ・ターンアラウンド・マネージャー等の組織的な育成(資格の認定等)が必要。
 - ・有能な経営者が自由に企業間を行き来できるような、企業間人材流動化が必要。
 - ・デューデリジェンス業務の中に既存の専門家(弁護士、会計士等)ではカバーできないものがあるので、環境デューデリ等について、専門家の資格や責任範囲についての評価の仕組みを作ることが必要。
 - ・事業再生分野の人材育成における事業再生実務家協会等の活動への期待。
- 等

(7) その他(回答数:18)

【主な意見】

- ・政府は審判役あるいはルール作成係に徹するべき。産業再生機構の活動も時限立法通りに終わるべき。
- ・事業再生の枠組み自体はかなり整備されたので、今後は実際に事業再生の成功事例が増え、人材・ノウハウ面でも経営資源が蓄積されていくことが重要。
- ・産業再生機構後を視野に入れると、民間でできることは民間に任せるべきであるが、多数の債権者間の調整等、民間ではできない困難な事項については、引き続き官で対応することも必要。
- ・DES後の株式(及び種類株全体)の市場価値が判明し、売買可能になるような仕組みが必要。

(備考) 内閣府産業再生機構担当室「事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム」アンケート調査結果の概要 平成16年9月

- 調査対象: シンポジウム参加者、民間事業再生関係団体の会員等
- 調査時期: 平成16年8月中旬~9月上旬